

## 【ポスターセッション】

**就労中の親が急な病気の子どもに寄り添える支援にむけて****ー地域協働によるサポートシステムの考察ー**

山口大学大学院東アジア研究科博士後期課程 氏名 正 長 清 志 (会員番号 4196)

キーワード：ファミリーサポート事業・休暇を取得しやすい就労環境・私的な援助体制

**1. 研究目的**

本稿は、健康状態にある未就学児が、突然の発熱等のため保育所等を欠席する際、就労中の親が勤務を欠勤することが困難な場合の対応策を検討する。幼児期の子どもが急な病気になった際、親の就労環境や家庭環境の事情から親が休暇を取得できないことが現実が多い。企業にとっては、社員が子どもの急な発熱等による看護のための休暇制度を、気兼ねなく利用できるようにすることと、この育児休暇制度の拡充そのものを検討しなければ、社員が定着せず企業としても熟練した労働力の損失になりかねない。

企業としてはこれまで優秀な社員をつくりあげるまでの、新人研修・各種の研修に貴重な時間をかけているので、病児保育のサポートが不備という理由で、社員である親が病児保育に対応できないという結果、退職というパターンで企業は有能な人財を失うことは避けたいはずである。そうならないようにするためには、どうしたらよいか。そのための、サポート体制を考察する。

**2. 研究の視点および方法**

厚生労働省による保育対策等促進事業が 2008 年から実施されることにより、子どもが急な病気の際の社会支援システムとしては、ファミリー・サポート・センター事業によって、子育て中の労働者や主婦等は、乳幼児や小学生の児童を預ける援助を利用できるようになった。さらに、2013 年に改正されたこの事業の病児・病後児保育事業要綱で、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合対象となる事業類型には、(1)病児対応型(2)病後児対応型(3)体調不良児対応型(4)非施設型(訪問型)が明記された。

本稿では、(3)の体調不良児対応型に注目し、保育所に通所する児童が、保育中に発熱するなどの体調不良となった場合において、緊急的に保健上の対応等を図り安心して安全なサポート体制ができる、一時的な保育事業の可能性について考察する。

ここでの焦点は、幼児期の子どもが現在通園している幼稚園・保育所等において急な病気の際、親が休暇を取得できない状況になり、自宅で親はもちろん親族が子どもに付き添えない場合に、行政機関が提供するサポートが薄い部分をサポートができるシステムをどのようにしたら構築できるかである。

**3. 倫理的配慮**

本研究は、日本社会福祉学会の研究倫理指針「学会発表」に規定された指針を遵守し、倫理的配慮を行っている。なお、本研究に用いた引用・参考文献については、当日掲載す

る資料に記載するものとする。

#### 4. 研究結果

ファミリー・サポート・センターの利用には制限がある。子どもが急な病気になった当日の利用申請ではなく、事前にファミリー・サポート・センターに登録を行っておかねばならず、就労中の親だけでは、受診において十分な対応が困難となる。

また、援助を利用することを希望する者(依頼会員)と、その援助を行うことを希望する者(提供会員)との相互援助活動に関する連絡や、調整が事前に実施されていることが条件となっている。同事業は2009年度からは、病児・病後児の預かり保育、早朝・夜間等の緊急時の預かり保育などの援助(病児・緊急対応強化事業)も利用できる制度に加わった。

しかし、この事業を利用するには、まず、必ずかかりつけ医を事前に受診しておくという条件もあるため、就労中の親が一人で、子どもの急病時の受診においてこの順序をたどっていかねばならないことが、同サービスの利用上の困難な点となっている。よって、この制度は、配偶者や家族、親族のサポートが形成されていることと、以前その病院に受診していることが前提のファミリー・サポート・センター事業であるといえる。

このように、同事業は現状では必ずしも子どもの急病時に対する最善の方策とはなっていないので、新たな地域でのサポートシステムの強化を、親の就労環境や育児環境に応じて検討する必要がある。この問題の解決の一つの方法として、地域協働による病児サポートシステムがある。次に実際に筆者が関わった事象を示す。

対象となるA県B市にはそのようなサポートシステムはなかったもので、それを新たに作るが必要となったが、現在まで公的制度にない状況でこれに対応するには、個人的にサポートメンバーを募る必要が生じた。直ちに筆者と交流のある公立保育所の保育士Aが、以前保育士をしていた主婦3名に声をかけ、サポート体制作りに取り組んでくれた。

そこで小規模な私的援助体制を作り、運営していくことが決まり、子どものサポートのための規約が作成された。保育士Aが筆者にこの体制ができたことで「お母さんの不安が少しでも和らいだ」と、保育士Aが筆者に伝えてくれた。このことはこうしたサポート体制の持つ意義・有効性を示しているといえる。

#### 5. 考察

このような地域協働による病児サポートシステムとしての私的な援助体制作りは、現在ある公的な病児の保育制度の不備な点を補う役割を果たすことができよう。

しかし、これは、支援可能な人がたまたまそばにいることという偶然的な要素を含んでいるため、こうした民間の自発的な体制作りが可能な場合にのみ有効となるものである。

よって、このような体制作りを公的に支援することができ、体制作りがそれによって促進されるならば、就労中の親が一人で、子どもの急病時の受診に際してこのような順序をたどっていかねばならないという、現在、対応しきれていない問題点に対して一定の解決策となるものであろう。